

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」運営規程

第1章 総則

(目的・定義)

第1条

- (1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」の改正、普及促進等の運営については、この運営規程(以下「運営規程」という。)の定めるところによる。
- (2) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」関連文書(以下「行動原則関連文書」という。)は、次のとおりとする。
 - 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」(以下「行動原則」という。)
 - 次に掲げる業務別ガイドライン(以下総称して「業務別ガイドライン」という。)
 - ア)「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」
 - イ)「保険業務ガイドライン」
 - ウ)「預金・貸出・リース業務ガイドライン」

第2章 署名金融機関等

(署名の資格及び署名手続等)

第2条

- (1) 行動原則に署名を行える者の範囲については、我が国の法令に基づき設立され、かつ適切な業務運営がなされている預金取扱金融機関、機関投資家、NPOバンクその他の金融機関等(以下「金融機関等」という。)とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、我が国において業務実態のない者、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行った者又は暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下本項において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)と関連を有する者のいずれかに該当する場合は(1)において適切な業務運営がなされていないものとみなす。
- (3) 行動原則への署名は、別添1の署名書式に必要事項を記載の上、金融機関等において代表権を有する者が署名又は記名・押印し、第14条に規定する運営委員会の共同委員長(以下「運営委員会委員長」という。)に提出することにより行う。
- (4) 署名の効力は、運営委員会委員長が(3)により提出された署名書式を受け付けた場合において、当該署名書式に記載された日から発生するものとする。ただし、運営委員会委員長が当該提出者について(2)に該当すると認めた場合には、これを受け付けないものとする。

- (5) 行動原則に署名を行った金融機関等（以下「署名金融機関等」という。）は、別添 2 の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に提出することにより、当該署名を撤回することができる。
- (6) 第 17 条（ 2 ）に基づく取消の議決が行われた場合には、運営委員会委員長は当該議決の対象となった署名金融機関等にその旨通知する。
- (7) 署名の効力は、（ 5 ）により運営委員会委員長が受け付けた別添 2 の様式に記載された日及び運営委員会委員長が（ 6 ）の通知を発出した日において失われるものとする。
（署名金融機関等の責務等）

第 3 条

- (1) 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。
- (2) 署名金融機関等は、行動原則に則った取組みについて、毎年 10 月末日までに（ただし、署名を行う年にあっては可能な限り第 2 条（ 3 ）に基づき行われる署名書式提出時において）別添 3 の様式により第 22 条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組みについて、各種報告書、ウェブサイト等において既に公表しているときは、当該報告書、ホームページアドレス等の提出をもって別添 3 の様式の提出に代えることができる。
- (3) 署名金融機関等は、行動原則に署名している旨を開示する目的で、行動原則の名称を使用することができる。
- (4) 署名金融機関等は、行動原則関連文書の改正、普及促進等に関する提案を第 12 条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出することができる（様式は問わない。）

第 3 章 総会

（構成）

第 4 条 総会は、全ての署名金融機関等をもって構成する。

（権限）

第 5 条 総会は、次の事項を決議する。

- 第 12 条（ 2 ）に規定する運営委員の選任及び解任に関する事項
- 行動原則の改正（軽微なものを除く）に関する事項
- 運営規程の改正（軽微なものを除く）に関する事項
- その他次条に規定する共同議長が必要と認める事項

（議長）

第 6 条 総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。

（開催）

第 7 条

- (1) 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年 1 回 1 月から 3 月までの間に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。
- (2) 総会の招集は、運営委員会（ただし、初回の総会を招集するときは準備委員会に係る暫定運営規程第 2 条に規定する準備委員会（以下この条において「準備委員会」という。））がこれを決定し、共同議長が招集する。
- (3) 共同議長（ただし、初回の総会を招集するときは準備委員会の委員）は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の 15 日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の 7 日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。
- (4) 署名金融機関等は、運営委員会委員長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
- (5) 臨時総会は、必要に応じて書面、電子メールその他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。
- (6) 総会は、オブザーバーを受け入れることができる。オブザーバーの参加は共同議長の承認を必要とするものとする。オブザーバーは共同議長の求めに応じて意見を述べることができるが、議決権を有しないものとする。

（議決権）

第 8 条 総会における議決権は、署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

（決議）

第 9 条 総会の決議は、署名金融機関等の過半数が出席し、出席した署名金融機関等の過半数をもって決する。ただし、第 7 条（ 5 ）の規定により、書面又は電子メールにより臨時総会が開催された場合における決議は、署名金融機関等の過半数から書面又は電子メールによる返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の過半数をもって決する。

（代理又は書面による議決権行使）

第 10 条

- (1) 総会に出席することができない署名金融機関等は、他の署名金融機関等を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該署名金融機関等又は代理は、代理権を証明する委任状を書面にて運営委員会へ提出するものとする。
- (2) 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄

署名金融機関等による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

- (3) (1) 及び (2) の場合には、代理人又は書面により行使された議決権の数は出席し

た署名金融機関等の数に算入する。

(議事録)

第 11 条 総会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電子メールその他運営委員会が適切と認める方法により通知する。

第 4 章 運営委員会

(構成)

第 12 条

- (1) 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
- (2) 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として 10 機関選任されるものとする。
- (3) 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、定時総会の 7 日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
- (4) 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則 2 年とし、再任されることができる。
- (5) 第 19 条に規定するワーキンググループの座長は、運営委員でない場合であっても運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 運営委員会は、オブザーバーを受け入れることができる。オブザーバーの参加は運営委員会委員長の承認を必要とする。オブザーバーは運営委員会委員長の求めに応じて意見を述べるができるが、議決権を有しないものとする。

(権限)

第 13 条 運営委員会は、次の事項を決議する。

総会の招集に関する事項

総会に付議する議案に関する事項

行動原則関連文書の普及促進に関する事項

ワーキンググループの設置及び廃止に関する事項

行動原則及び運営規程の軽微な改正に関する事項

業務別ガイドラインの策定及び改廃に関する事項

署名金融機関等の地位の取消に関する事項

その他運営委員会委員長が必要と認める事項

(委員長)

第 14 条

- (1) 運営委員会に、原則として運営委員の中から 2 機関の共同委員長を置き、互選によってこれを定める。共同委員長は共同で会務を総理する。
- (2) 運営委員会委員長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任されることができる。

(開催)

第 15 条

- (1) 運営委員会は、定時委員会及び臨時委員会とし、定時委員会は原則年 2 回招集し、臨時委員会は必要に応じて招集するものとする。
- (2) 運営委員会の招集は、運営委員会委員長がこれを決定し、行うものとする。運営委員は、運営委員会委員長に対し、運営委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時委員会の招集を請求することができる。
- (3) 運営委員会は、必要に応じて書面・電子メールその他運営委員会委員長が適切と認める方法で開催することができる。

(議決権)

第 16 条 運営委員会における議決権は、運営委員たる署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条

- (1) 運営委員会の決議は、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数をもって決する。ただし、第 15 条 (3) の規定により、書面又は電子メールにより運営委員会が開催された場合における決議は、運営委員の過半数から書面又は電子メールによる返信がなされ、当該返信のなされた運営委員の過半数をもって決する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、署名金融機関等が第 2 条 (2) に該当することが判明した場合には、運営委員の過半数が出席する運営委員会において、出席する運営委員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって当該署名等金融機関等の地位の取消を決することができる。

(議事録)

第 18 条 運営委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電子メールその他運営委員会委員長が適切と認める方法により通知するものとする。

第 5 章 ワーキンググループ

(構成)

第 19 条

- (1) 運営委員会は、必要に応じてその決議により、ワーキンググループの設置及び廃止を行うことができる。
- (2) ワーキンググループの座長は、運営委員会の決定により運営委員会委員長が委嘱するものとする。

(議事)

第 20 条 ワーキンググループは、次の事項に関する審議を行い、運営委員会の求めに応じて報告を行うものとする。

業務別ガイドラインの策定及び改正に関する事項

第3条(2)の規定に基づき署名金融機関等により報告される取組事例の取扱い
に関する事項
その他必要な事項

(開催)

第21条 ワーキンググループは必要に応じて座長が開催し、書面、電子メールその他座長が適切と認める方法で開催することができる。

第6章 事務局

第22条 署名金融機関等から提出された別添1の署名書式の保管、総会や運営委員会の運営事務その他の事務局の事務は、環境省総合環境政策局環境経済課において行う。

第7章 雑則

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会委員長が運営委員会に諮って定める。

附則

(施行)

第1条 この規程は、平成23年11月8日から施行する。

以上

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則) 署名書式

署名金融機関等情報
金融機関等の名称
登記簿住所
代表者名
代表電話番号
代表 FAX

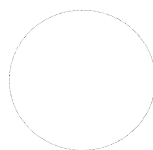
持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 運営委員会委員長 殿

別紙中「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」の趣旨に賛同し、当該行動原則に則った金融行動に継続的に取り組むことで、これを支持することを表明いたします。

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

金融機関等の名称

代表者名 _____



持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)

はじめに

2011年3月11日東日本を襲った史上最大級の地震と津波は、自然災害を前に人間がいかに無力であるかを暴きだした。日常生活を支えてきた科学技術が、一転して人間社会に深刻な影響を与えたことも大きな衝撃だった。“3.11”が明らかにした文明社会の基盤の脆弱さを目の当たりにして、我々は皆持続可能性とは何か再考を迫られた。

翻って地球規模で考えると、気候変動や生物多様性の損失などが今後想像もできないほどの被害を引き起こす懸念がある。また、途上国を中心に貧困や感染症のリスクなども広がっており、人間の安全保障に対する脅威は深刻化している。我々は震災からの復興とともに、地球規模の課題にも果敢に取り組んでいかねばならない。

日本と世界が直面する課題を重ね合わせるとき、それらに立ち向かうチャレンジは次なる飛躍へのターニングポイントとなる。震災からの復興活動を通じてエネルギーの持続可能な利用や生態系と調和した地域を再興できれば、21世紀型の社会システムとして世界に発信できるモデルになり得よう。ここに金融が社会から必要とされ信頼される存在であり続けるためのカギがある。我々は、持続可能な社会の形成を推進する取組みに21世紀の金融の新しい役割を見出すことができる。

前文

持続可能な社会の基本は、明日を不安に思うことなく今日一日が生きられることにありと考える。とすれば現代は、自らはもとより将来世代の為にも人と地球を取り巻く様々な問題の解決に真摯に取り組み、自然と共生する安全で安心できる生活を目指していかなければならない。

元来、社会の基盤の一つはお金を媒介とした経済活動にある。社会を持続可能なものに変えていくにはお金の流れをそれに適合したものに変える必要がある。これこそ社会が必要とするところにお金を回すことで、社会の発展に寄与してきた金融本来の役割に他ならない。換言すれば、多様な金融サービスが効果的に提供されることで「社会の様々な資源が経済主体間や地域間、世代間をつないで最適に配分され、その結果、社会の持続可能性が高まる」と考える。

地球規模の問題解決において金融業界が連携を始めたのは 1992 年の国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) の設立に遡る。爾来、その活動は環境問題から社会問題、企業統治問題 (いわゆる「ESG 問題」) へと広がり、2006 年には国連責任投資原則 (PRI) の制定を主導した。また、プロジェクトファイナンスの分野でも、2003 年にエクエーター原則 (赤道原則) が制定された。このような動きを具体的な活動につなげ取組みを加速させて欲しい、これが金融業界を取り巻く社会の声である。そうした地球社会の要請に対し日本の金融業界はどのように応えていくべきか。世界有数の経済大国における金融部門としての責任は極めて大きい。

日本の金融業界の役割は二つある。第一は、日本自身を持続可能な社会に変えることへの貢献である。そのためには、生活基盤の安全を確保するための災害対応はもちろん、地域や国内産業が持続可能性を高め競争力を強めていくことをサポートする必要がある。第二は、グローバル社会の一員として地球規模で社会の持続可能性を高めることへの貢献である。そのためには、UNEP FI などの国際的なイニシアティブと連携し、世界の環境・社会問題の解決に取り組んでいかなければならない。

こうした役割を果たす上で「予防的アプローチ」の視点に立つことは重要である。不確実性を含んだ科学的知見であっても、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる場合は、率直に耳を傾け、事業活動にも慎重な姿勢で臨むことが望ましい。これは将来予測の難しさが一層増してくる 21 世紀社会におけるリスク対応の基本となるべき考え方であり、それに基づくリスク管理の機能は金融サービスの新しい事業機会にもつながる。

また、環境や社会に配慮する取組みが経済的な価値を生み出すような新たな市場の構築にも、金融業界は自らのこととして積極的に貢献すべきだと考える。

本原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定された。また本原則は、業態、規模、地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働する出発点となるように策定された。署名金

融機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り、以下の「原則」に基づく取組みを実践する。

原則

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以 上

業務別ガイドライン

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則は、署名金融機関の具体的な行動がともなって初めてその目的が実現される。ゆえに、本原則では主要業務毎に行動の指針となる「ガイドライン」を合わせて策定した。署名金融機関は、各自の事業に関連する「ガイドライン」を参考に具体的な取組みを実践するよう努める。

なお、本ガイドラインは、策定の趣旨に鑑み、署名金融機関による署名の対象には含まない。

運用・証券・投資銀行業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

- 運用・証券・投資銀行業界は、金融商品市場の担い手として、資本市場の健全な発展に向けた社会的役割が期待されている。その一環として、企業価値に影響を及ぼしうる環境・社会・企業統治に関する課題（以下 ESG 課題）を適切に考慮することが、地球環境保護や資本市場の健全な育成・発展等につながるなど、持続可能な社会の形成に寄与するものとする。
- 銀行・保険・資産運用会社等は、運用業務において、機関投資家として、長期的視点に立ち、受益者のために最大限の利益を追求する義務がある。例えば、投資判断を行う際、受託者責任に反しない範囲内で、ESG 課題を投資判断要素として考慮し、投資対象企業に対して積極的に働きかけを行うことを通じて、投資対象企業の ESG 課題への意識を高め、取組みを進展させることができる。また、投資対象となりうる全ての企業に対して、必要に応じて適切な ESG 関連の情報の開示を求めることが期待される。これらを達成するために、関連するステークホルダーと共に、ESG 情報の分析・活用手法の高度化、レベルアップを求めることが期待される。
- 証券会社は、証券業務において、投資者保護の観点から、投資者に対し金融商品販売を行うにあたって適切な情報を提供し、適切な判断が行われるよう促す責任を有している。この観点から、法令・諸規則等に従いつつ、金融商品・有価証券等の投資判断に必要と考えられる ESG に関する情報を、投資家等へ伝えることで、持続可能な社会の形成に寄与していくことが求められる。例えば、リサーチサービスにおいては、投資家におけるニーズに対応しつつ、ESG に関する必要な情報を提供することが期待され、また投資家へのセールスにおいては、こうしたリサーチ情報等を踏まえ、必要な ESG 情報を顧客に説明することが期待される。
- 投資銀行は、引受け・証券化商品の組成等の投資銀行業務において、適切な金融商品を資本市場に提供するゲートキーパーとしての役割が期待されている。また M&A アドバイザリー業務等いわゆるエージェントビジネス（代理人業務）では、顧客企業の依頼に基づいて業務運営を行う必要がある。こうした業務を行ううえでは、法令・諸規則等に従いつつ、対象となる取引における必要性や重要性等に応じて ESG 要素に関する情報を収集、分析し、業務へ反映していくことによって、持続可能な社会の形成に寄与していくことが期待される。

2．具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

【全業態共通基準】

- ・ ISO26000 社会的責任規格（2010年11月）
- ・ 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」（2010年9月改定）

【業態独自基準】

- ・ 金融庁「企業内容等開示ガイドライン等」
- ・ 金融商品取引所の適時開示規則
- ・ 金融商品取引所の「コーポレートガバナンスに関する報告書」記載要領
- ・ 中央環境審議会総合政策部会「環境と金融に関する専門委員会報告書」（2010年6月）
- ・ 国連責任投資原則（PRI）
- ・ 責任ある不動産投資（RPI）
- ・ 日本証券業協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- ・ 投資信託協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- ・ 日本証券投資顧問業協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- ・ 日本証券業協会「証券業界における社会貢献活動への取り組みにあたって（基本的考え方）」（2009年9月）
- ・ 日本証券業協会「証券業界の環境問題に関する行動計画」（2008年2月）
- ・ 生命保険協会行動規範（2011年改定）
- ・ 日本損害保険協会行動規範（2005年3月改定）

3．取組事例の主な切り口

- （1） 本業の業務運営（商品・サービスの開発を含むがこれに限らない）において環境・社会への配慮を組み込む

< 運用業務 >

- ・ 資産運用の基準や規程・要領に ESG 関連課題を反映し、投融資の判断プロセスに反映する
- ・ ESG の観点を考慮することを議決権行使のガイドラインに明記する

- ・ 投資先企業選定のための CSR レポートの分析による取組事例を蓄積し、自社の CSR 取組向上へ活用する
- ・ 社外有識者から意見・アドバイスを受け、自社の ESG への取組向上に活用する
- ・ 受託者責任に反しない範囲で、ESG を考慮した、持続可能な社会の形成に資する商品等に投資する
- ・ 投資先企業に、ESG の情報開示等について積極的に働きかけ、取引先企業の ESG 課題に関する意識・取組みを促す

< 証券 / 投資銀行業務 >

- ・ ESG 関連課題を投資家等に目論見書等を利用して説明する
- ・ ESG 関連課題（環境問題、マイクロファイナンス、社会問題（雇用、育児等）の改善・解決、災害被災地の復興支援）に寄与すること等を資金使途とした金融商品（債券、投資信託（SRI ファンド等）等）を開発、販売する
- ・ 投資信託の販売に伴う信託報酬等を、ESG 関連課題（上記と同様）の改善・解決に寄与すべく寄付するスキームを構築する

(2) 業務プロセスに環境・社会への配慮を組み込む

- ・ 目論見書の電子交付による紙資源使用の削減を促進する
- ・ 営業用資料 / 社内用資料用の紙や印刷物の環境配慮を推進する
- ・ IT活用により、会議や社内書類のペーパーレス化を推進する

(3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける

- ・ PRI 6 原則を踏まえた資産運用・活動について、社外への開示を行う
- ・ ESG を考慮した議決権行使の考え方・体制・行使結果等の社外への開示を行う
- ・ 運用にかかわる国際的イニシアティブへ参加する
- ・ 環境・持続可能性関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示を行う
- ・ 環境や持続可能性に関する普及啓発（学生、ビジネスマン向けセミナー等）を推進する
- ・ 地域社会及び他団体が実施する環境保護活動等、社員参加型の社会貢献活動を推進する
- ・ ホームページで投資家への情報提供を行う

以 上

保険業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

- 保険業界は、リスクを経済的価値により評価し、管理し、保有するリスクファイナンスの提供や、膨大な損害データを使った損害防止や防災などのリスクソリューションサービスの提供、予防医療・健康情報の蓄積や医療機関ネットワークなど、他の金融セクターのなかでも、リスクに特化した特徴的な機能役割をもっている。
- 一方、新たな社会的課題（または ESG 課題）は、気候変動の緩和・適応、資源・エネルギー・食料問題、貧困問題、社会的疎外、少子高齢化・地域の過疎化、医療・年金・介護・健康問題、安全・防災、人権など、幅広くかつ複雑である。それらの解決に、上記の保険業界の機能・役割を活かすことが可能である。例えば、気候変動における適応やマイクロインシュアランスに関して、世界的に保険の役割が注目されている。また国内でも、高齢化社会の進行により、医療・年金・介護など社会保障制度を補完する保険業界の役割はますます高まっている。
- また、投融資などの他の金融機能との組み合わせや、政策との連動、国際機関や NGO/NPO との連携など、さまざまなセクターと連携することで、より効果的な役割の発揮が可能となる。
- これらにより、保険業界は、長期的にリスクを軽減し、インクルーシブ（包摂的）で持続可能なグローバル社会、安全・安心で活力あふれる地域社会の形成に寄与していくことが求められる。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

【全業態共通基準】

- ・ ISO26000 社会的責任規格（2010年11月）
- ・ 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」（2010年9月改定）

【業態独自基準】

- ・ UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）の PSI（持続可能な保険原則）（2012

年 6 月)

- ・ 生命保険協会行動規範 (2011 年改定)
- ・ 生命保険業界の環境問題における行動指針 (2006 年 11 月)
- ・ 生命保険業界の低炭素社会実行計画 (2011 年 2 月)
- ・ 日本損害保険協会行動規範 (2005 年 3 月改定)
- ・ 日本損害保険協会環境方針 (2006 年 6 月)
- ・ 損害保険業界の環境保全に関する行動計画 (2006 年 3 月)
- ・ 日本損害保険協会環境部会の活動の方針及び計画

3. 具体的事例の参考文献

参考文献

- ・ UNEP FI の PSI ケーススタディ集: The Principles in action --- Case studies from around the world (2011 年 3 月)
- ・ UNFCCC 事務局への提言: Input from the United Nations Environment Programme and the United Nations Environment Programme Finance Initiative (2011 年 2 月)
- ・ CERES レポート 保険会社の気候変動への取組み~リスクからチャンスへ~: A Ceres Report From Risk to Opportunity 2008: Insurer Response to Climate Change (2009 年 9 月)
- ・ 金融庁の CSR アンケート結果: 金融機関の CSR 実態調査結果の概要 (2006 年 2 月)
- ・ 損保協会および生保協会ホームページ・各社 CSR 報告書等に記載された活動例

4. 取組事例の主な切り口

署名会社は、以下それぞれの切り口で主体的に取り組むことが推奨される。

(1) 本業の商品・サービスの開発において環境・社会への配慮を組み込む

- ・ 環境技術の開発にともなうリスク、新しい環境ビジネスに関連したリスクを軽減するような保険の普及と、それを促進する政策の提言に努める
- ・ 現状の保険引受、料率算定プロセスと ESG 課題との関係性を評価する
- ・ リスク・脆弱性の評価、ロスプリベンション、ロスコントロールサービス、BCM (事業継続マネジメント) といったリスクソリューションサービスと ESG リスクを関連付ける

(2) 業務プロセスに環境・社会への配慮を組み込む

- ・ 申込書、約款、証券、マニュアル等、会社や代理店がお客さまに適切な説明を行うための保険契約関係書類をはじめ、バリューチェーン全体で使う紙などの持続可能な資源使用を推進する
- ・ オフィスや社有車、人の移動・物流などから排出される CO2 の削減計画を立案、実践する

(3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける

- ・ CSR 報告書を発行するなど、自社の取組みについての情報開示を行う
- ・ 保険にかかわる国際的イニシアティブに参加する
- ・ 植林活動、地域の自然保護活動、生物多様性の保全活動など、社員参加型の社会貢献活動を推進する
- ・ 防災分野を担う人材育成、地震保険等の一層の普及啓発（学校教育・消費者教育など）を推進する
- ・ 損保業界におけるエコ安全ドライブを推進する
- ・ 損保業界におけるリサイクル部品活用推進に取り組む
- ・ 医療・介護分野を担う人材育成・支援および医療・介護保険等の一層の普及啓発（医療機関等への支援、学校・消費者教育等）に努める
- ・ 病気予防・検診の普及啓発（研究・医療機関への支援・情報提供、学校教育・消費者教育等）に努める

以 上

預金・貸出・リース業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

- 預金・貸出・リース業務に携わる金融機関には、本業を通じて、環境・社会問題の解決に貢献することが期待されている。その役割は、業務内容や顧客特性に応じて多岐に亘るが、各署名会社が社会の持続可能性に配慮した金融仲介機能(情報生産機能、リスク負担機能)の発揮に努めることにより、資金の出し手、受け手双方に様々な好影響をもたらすことが期待出来る。
- 環境対策を始め、社会の持続可能性に資する分野において生じる新たな資金需要に応えるための仕組みの開発、リスク分析能力を活かしたプロジェクトの適切な誘導、あるいは、リース機能を活用したエコプロダクツの普及促進など、持続可能な社会実現に向けた対応は、文字通り預金・貸出・リース業務にとって、本業の遂行のなかで追求しうる課題である。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

【全業態共通基準】

- ・ ISO26000 社会的責任規格(2010年11月)
- ・ 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」(2010年9月改定)

【業態独自基準】

- ・ 全国銀行協会「行動憲章」(2005年11月)
- ・ 全国銀行協会「銀行業界の環境問題に関する行動計画」(2001年9月)
- ・ 全国信用金庫協会「信用金庫業界の環境問題に関する行動計画」(2007年7月)
- ・ 全国信用金庫協会「信用金庫の環境問題への取組みに関する指針」(2010年11月)
- ・ 全国信用組合中央協会「信用組合業界の環境問題に関する行動計画」(2007年10月)

3. 取組事例の主な切り口

署名会社は、以下に例示されるような切り口で主体的に取り組むことが推奨される。

(1) 本業の商品・サービスの開発において持続可能性への配慮を組み込む

- ・ 融資先企業の環境・社会に配慮した経営手法や設備の導入、関連ビジネスの競争力強化の取組みを支援する
- ・ 環境リスクの高まりが、取引先企業の経営等に与える影響の把握に努める
- ・ 大規模な開発案件への融資については、そのプロジェクトが社会・環境に与える影響を評価し、影響が著しい場合には融資先に対して対策を求めるなど必要な措置を講ずる
- ・ 様々なステークホルダーと連携し、地域における資金循環の確保に努める
- ・ 環境関連インフラの整備など、持続可能な社会の構築に重要な分野における新たな資金需要に応えるための金融の仕組みを提供する
- ・ エコ預金など、持続可能な社会形成に資する金融商品を開発・普及促進する
- ・ リース業務においては、リースの持つ金融機能と設備調達機能を活用し、環境性能の高い機器・設備の普及や、省エネルギー・省資源化の取組み支援、リース終了後の物件の3Rと適正処理の推進などにより、持続可能な社会に寄与する

(2) 業務プロセスに持続可能性への配慮を組み込む

- ・ 申込書、約款、証券、マニュアル等、バリューチェーン全体で使う紙などの資源について、グリーン調達に留意し、使用量削減や再資源化に取り組む
- ・ オフィスや社用車、人の移動・物流などから排出されるCO₂の削減計画を立案、実践する
- ・ 店舗、備品等の調達に際し、資源の循環利用に留意するなど、設備投資における環境性能を考慮する

(3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける

- ・ 環境関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示を行う
- ・ お客様と協力し、店舗の節電や帳票のペーパーレス化など、環境負荷低減に取り組む
- ・ 環境問題に関する普及啓発活動（学校教育・消費者教育など）に努める
- ・ 地域の自然保護活動、生物多様性の保全活動など、社員参加型の社会貢献活動を推進する

- ・ 環境に関する情報を企業間で仲介することにより、環境産業の発展に資するよう努める
- ・ お客様へ環境問題に関する国内外の情報等を紹介することにより、お客様の環境問題に対する認識の向上に資するよう努める

以 上

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)
署名撤回届

署名金融機関等情報
金融機関等の名称
登記簿住所
代表者名
代表電話番号

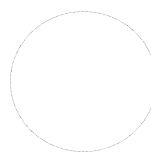
持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 運営委員会委員長殿

年 月 日付の「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名を 年 月 日付で撤回致します。

記入日 年 月 日

金融機関等の名称

代表者名



撤回の日付をもって署名の効力が消滅することとする。

【記入様式】

一般に公開しても差し支えない範囲で、事例を記入してください。

ただし、公開を希望しない場合には、「非公開を希望」のチェックボックスにチェックして下さい。

また、原則に即した取組みについて、各種報告書又はウェブサイト等において既に公表されている場合には、当該報告書又はハイパーリンク等の提出をもって本様式の提出に代えることが可能です。

事例が複数に渡る場合は、事例ごとに下記の表を適宜追加の上ご使用ください。

取組事例

金融機関等の名称								
事例番号						非公開を希望		
該当する原則の番号	1	2	3	4	5	6	7	他
取組事例の概要								
取組事例の詳しい紹介								
取組みの特徴								
事例番号						非公開を希望		
該当する原則の番号	1	2	3	4	5	6	7	他
取組事例の概要								
取組事例の詳しい紹介								
取組みの特徴								
事例番号						非公開を希望		
該当する原則の番号	1	2	3	4	5	6	7	他
取組事例の概要								
取組事例の詳しい紹介								
取組みの特徴								